高齢者・障がい者に関するQ&A集

《成年後見·財産管理》 —————	2 ページ
Q1【成年後見制度とは】 Q2【成年後見人等Q3【任意後見契約】 Q4【財産管理契約】 Q5【医療同意】	の職務】
《消費者被害・高齢者虐待》	4ページ
Q1【契約の解除・取消】 Q2【消費者被害を登Q3【投資取引被害】 Q4【高齢者虐待】	発見したら】
《年金・介護・福祉・生活保護》———	7ページ
Q1【年金の種類】 Q2【介護保険】 Q3【福祉サービス利用契約】 Q4【生活保護	1
《精神障がい》	9ページ
Q1【障がいに対する対応】 Q2【入院制度】	
《障がい者の刑事事件》――― 1	0 ページ
Q1【逮捕されたら】 Q2【精神鑑定】	
《相続·遺言》————————————————————————————————————	1ページ
Q 1 【相続人の範囲】 Q 2 【相続財産の範囲】 Q 3 【相続債務】 Q 4 【寄与分】 Q 5 【遺言 Q 6 【遺留分】 Q 7 【遺産分割協議】	の種類】
《その他》1	5ページ
Q 1 【介護事故】	

《成年後見・財産管理》

Q1【成年後見制度とは】

成年後見制度とはどのような制度なのでしょうか。

Q2【成年後見人等の職務】

Q3【任意後見契約】

任意後見とは、どのような制度ですか。

A 任意後見制度は、本人がその信頼できる者に対し、本人が精神上の障がいがいにより判断能力が不十分となった場合に備えて、本人の生活や療養看護や財産管理に関する事務の全部又は一部を委託するものです。この委託の契約(任意後見契約)は、これらの事務を委託された者(任意後見受任者)

Q4【財産管理契約】

財産管理を委任する契約があると聞いたのですが、どのような制度でしょうか。

A 財産管理契約とは、弁護士が、預貯金の管理、不動産の管理等について、また各種契約を結ぶ際に、本人に助言等を行ったり、本人を代理するなどして、依頼者には設置がでなり、本人を代理するなどですので依頼者には認識がです。契約でするのかにつるはは認識が前ととが現する能力があることを依頼する能力があることが前途ではなります。高齢者や精神・身体障がいをお持ちではないがまます。高齢者や精神・身体障がしまうのにはない方にない方、財産を無くしまうのために、依頼を受配な方、不動産の管理に不安のあるいは依頼者に代わって財産です。

Q 5 【医療同意】

認知症の人の成年後見人をしています。本人は入院をしており、手術をする可能性もあるそうです。どのような手続きをとれば本人に対する医療行為を行うことができるのでしょうか。

A 後見人が医療契約、そして費用の支払いを行うことで、

本人は通常一般的な医療行為(比較的危険を伴わない医療行為)を受けることができます。しかし、本人のないになりない。とだと考えられても、健康診断の強制等の強制等の強制行為はできません。またご質問で医療同じは手術のととですが、成年後見んでは、後見人で対してがあるといるとですが、そのため、後見人で求してのとという。というとを説明していいし医療行為を大場合による緊急な対応としての手術ないし医療行為を表してのます。

《消費者被害·高齢者虐待》

Q 1 【契約の解除・取消】

母が訪問販売で床下調湿剤なるものを大量に購入していました。支払額も250万円もの高額なものでした。契約を解約したいのですが。

すぐに、クーリング・オフの通知を書面で出してくださ い。訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日以内と いう制限がありますが、契約書面に不備やクーリング・オフ 妨害があれば、8日間を過ぎていてもクーリング・オフはな お可能です。賠償金や違約金を支払う必要はありません。ま た、商品の引き取り費用は業者が負担します。さらに、既に 払ってしまったお金も返してもらうことができます。クーリ ング・オフ出来ない場合であっても、事業者が契約勧誘の時 に、事実と異なることを話したり、重要事項で告げていなか ったりした場合、契約の取消を主張することができます。ま た、契約について思い違いがあったとして錯誤で無効である と主張することもできます。だまされて契約を締結した場合 は、詐欺による契約の取消を主張することができます。さら に、訪問販売において、日常生活に必要な分量を著しく超え る商品を購入した場合は,契約締結日から1年以内であれば, 契約を解除することができます。

Q2【消費者被害を発見したら】

高齢者のヘルパーをしています。自宅を訪問すると,部屋 に見慣れない大きな包みが置いてありました。本人と開けて みると中から布団セットが出てきました。本人は知らないと言うので、家の押入を見てみると、中には包みを開けてない布団セットがもう2つありました。本人と一緒に調べてみるといつも保険証やお金などを入れている菓子箱の中に契約書が3通入っていました。どのような対応をすればよいでしょうか。

A 本人と話をして本人がお住まいの地にある消費生活センターに相談してみてください。消費生活センターの相談は、電話でも受け付けてもらえ、相談費用は無料です。業者との示談あっせんをしてもらうこともできます。(自宅まで来て相談に乗ってくれるセンターも全国ではいくつかあるようですので、自宅まで来てもらえるかどうかは各センターに問い合わせてみて下さい)。

高齢の方の場合、認知症などのために本人が商品購入の事情を説明できないというような場合もあります。その場合は、関係のありそうな資料をできるだけ集めて相談するのがあいてもらったの判断能力の低下が疑われる場合は、成年後見制度の利用も考える必要があります。これは地包括支援センターは消費者相談も受けてもらえますので、最初に地域包括支援センターは消費者相談して、そこから消費生活センターに相談して、そこから消費生活センターないでもらうということも可能です。地域包括支援センターへの相談も費用は無料です。

各地の弁護士会も消費者問題の相談を受けていますので、 弁護士会に直接相談することも考えてみてください。費用に ついては、一定の収入以下の人のために弁護士費用を立て替 えてくれる法テラスの民事扶助制度というのがありますので、 弁護士会での相談のときに合わせて相談してみてください。

消費者問題の場合、クーリング・オフという契約解除の手続をするには8日という短い期間内にしなければなりませんし、布団代が銀行引落になっている場合は、早期に引落手続を中止することも必要ですので、発見すれば直ちに相談をするのがいいと思います。

Q 3 【 投 資 取 引 被 害 】

父は5年ほど前に定年退職しましたが、最近、自宅にいろ

いろな人から電話がかかってきているようです。どうやら未公開株やら社債やらのもうけ話の勧誘を受けているようです。私が尋ねてもはっきりしたことは言わないのですが、いくらかお金を振り込んでしまっているようです。どうすればいいでしょうか。

A 低金利の時代が続くと、年金だけで生活している高齢の人にとっては、将来の生活への不安も生じてきます。悪質な業者は、このような心理につけこみ、「値上がり確実」、「絶対にもうかる」などともっともらしい話を並べて勧誘してきます。

特に、最近は、劇場型といって、何人かで役割を分担した電話をして、あたかもその商品を買わないと目の前の利益をみすみす逃がしてしまうと信じ込ませて交わせるような手口が増えています。中には過去にインチキな投資話で損をした人に対し、損を取り返してあげると言って、取り返すための手数料を巻き上げるといったような手口もあります。人の不安心理につけ込んだ悪質な商法です。

「値上がり確実」、「必ずもうかる」などという「うまい話」は「絶対に」ありません。そんな話の勧誘は絶対断るべきです。断る理由なんかいりません。「いらんもんはいらん」。これだけでいってす。断る理由を言えば、相手はセールにはいったいうこちらが断りにくくする言い方のマニュアルに行って攻めてきますので、相手のペースに巻き込まれて断れいくなってり断ってしまっことです。相手の気持ちに気を遣くいっきり断ってしまうことです。相手の気持ちには出ないとはっきりませんし、そもそういった電話には出ないにするのが賢明です。

もっとも、高齢者本人が騙されていることに気付かない場合、あるいは騙されていることを認めたがらない場合も多く見られます。まずは、本人に、詐欺に遭ったのだということを説明し、二度と関わらないよう説得することが大切です。

また、おかしいと思ったら、すぐに消費生活センターや地域包括支援センターに相談しましょう。振り込んで支払ってしまった場合には、振り込め詐欺救済法(「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」)という法律に則って、速やかに振込先の預金口座を凍結する

などして、被害救済を図れるケースもあります。相談は早ければ早いほど被害を小さく出来る可能性があるのです。

Q4【高齢者虐待】

高齢者虐待を発見した場合にはどうしたらよいですか。また, 虐待に対しどのような対応がされますか。

高齢者に対する虐待が深刻な状況にある中で、平成18 年 4 月 1 日 か ら 高 齢 者 虐 待 防 止 法 が 施 行 さ れ て い ま す 。 こ の 法律は高齢者の権利を擁護するため、高齢者の虐待を早期に 発見し,またその虐待を予防するために作られたものです(虐 待している家族等を罰するための法律ではありません)。具体 的には,一般市民に対し,虐待を発見した場合に行政(市区 町村)に通報する義務を課し、また、通報を受けた行政に対 しては、虐待の事実関係を確認し、虐待に対し適切な対応す る義務等を課しています。行政の適切な対応としては、関係 機関や専門職等と適切に連携を取ること、緊急等の場合には 一時的に養護者から分離して高齢者を病院に入院させたり、 施設で保護したりすること、判断能力の十分でない高齢者に 対して成年後見人の選任申立をすること、虐待に及んでしま った家族等の養護者を支援して虐待のない環境づくりをする こと等が挙げられます。したがって、高齢者に対する虐待を 発見した場合には、速やかに地域包括支援センター等市町村 の高齢者虐待対応窓口に通報、相談するようにして下さい。

《年金·介護·福祉·生活保護》

Q1【年金の種類】

高齢者・障がい者の年金にはどのようなものがあるのでしょ うか。

A 高齢者の年金は、老齢基礎年金、老齢厚生年金及び老齢 共済年金があります。障がい者の年金は、障害基礎年金、障 害厚生年金及び障害共済年金があります。基礎年金はする の国民に共通するものですが、民間企業および団体で勤務していた方に対する厚生年金、ならびに官公庁および私立学校 で勤務していた方に対する共済年金は、基礎年金に上乗せする おで年金が支給されることになっており、二階建ての年金 給付のしくみをとっています。なお、老齢福祉年金というも のもあります。生年月日が大正5年4月1日以前の方に支給されている年金は、これにあたる場合があります。詳細は、お近くの年金事務所にお問い合せ下さい。

Q2【介護保険】

介護保険とはどのような制度なのでしょうか。

A 介護保険は、原則として満65歳以上の方について、加齢により介護が必要(軽い順に「要介護1」~「要介護5」までの5段階。ただし、要介護状態になる可能性が極めて高い状態として「要支援」という段階があります。)であると市町村から認定を受けた方は、策定されたケアプランに基づいた介護サービスを受けることになり、介護サービス事業者と介護サービス契約を締結し、利用料の1割を負担して介護サービスを受けることができます。

Q3【福祉サービス利用契約】

福祉サービスを利用する契約を締結する場合、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

Q 4 【 生 活 保 護 】

生活保護申請が却下されてしまいました, どうすればよいで しょうか。

A 働く能力・収入・資産がなければ、生活保護の要件は満

たされます。保護の要件が満たされるにも拘わらず申請が却下されたのであれば、再度申請を行うことももったとりを録音するともに同行して交渉を録音することも可能です。社会福祉事務所とのやりを録音が違法であれば都道府県に対し審査請求を行い、それでも認めのまれば行政訴訟を提起することもできます。生活保護の関にあります。しても、速やかに弁護士に相談してみてください。

《精神障がい》

Q1【障がいに対する対応】

私の身内の者が精神障害の認定を受けました。もう入院させるしかないのでしょうか。

Q2【入院制度】

精神障がい者の入院制度について教えて下さい。

A 精神病院の入院形態は、患者の自発的な意思に基づく任意入院と、自発的な意思によらない強制入院に分かれます。 さらに、強制入院には措置入院と医療保護入院があり、他に一時的なものとして緊急措置入院、応急入院があります。措置入院とは、精神障がいのために自傷他害のおそれがあり、 医療及び保護のために入院の必要があると判断された場合,都道府県知事の命令により,精神病院に強制的に入院させることをいい(精神保健福祉法29条1項),2名以上の指定医件となります(精神保健福祉法29条1項・2項)。医療保護入院とは,医療及び保護のために入院の必要性があるときに,本人の同意がなくても,保護者の同意により,精神病院管理者がその者を強制的に入院させることをいいます。指定医1名の診断が必要となり(精神保健福祉法33条1項1号),任意入院の可能性がないことが前提となります。保護者には,①後見人又は保佐人,②配偶者,③親権を行う者,④その他の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者がなり,順位は番号をつけた順になります。

《障がい者の刑事事件》

Q1【逮捕されたら】

障がいのある身内の者が逮捕されてしまいました。何もわからず心配です。

逮捕には、現行犯逮捕、裁判所の令状に基づく通常逮捕、 緊 急 を 要 す る 場 合 に 一 定 の 要 件 の 下 に 認 め ら れ る 緊 急 逮 捕 の 3 種類があり、いずれの場合でも、逮捕されてから最大72 時間(3日間)身柄が拘束されます。さらに、検察官が、前 記 の 制 限 期 間 内 (か つ , 警 察 か ら 検 察 官 に 送 検 さ れ た 時 点 か ら24時間以内)に裁判所に身柄の勾留請求をし、これが裁 判所に認められた場合には、引き続いて最大20日間身柄が 拘束されてしまいます。被疑者には、逮捕された段階で、弁 護人を選任することができる旨が告知されることになってい ますが、この時点では国選弁護人は選任されませんし、検察 官の前記勾留請求後には、一定の要件を満たす事件について、 被疑者国選弁護人が選任されますが、全ての事件ではありま せん。被疑者一般にあてはまることですが、必ずしも被疑者 イコール犯人ではありませんし、実際に被疑者が犯人であっ たとしても、いろいろな言い分がある場合もあります。捜査 機関への対応について、弁護士からなるべく早くアドバイス を 受 け る 必 要 が あ り ま す 。 被 疑 者 が 障 が い の あ る 人 で あ る 場 合には、さらに、①捜査担当者に被疑者の障がいの特性を理

Q2【精神鑑定】

被疑者被告人の精神鑑定はどうして行うのでしょうか。

刑法39条は、刑事責任能力について定めた条文であり、 精神の障がいなどにより物事の善し悪しを判別する能力又は その判別に従って行動する能力が欠けている状態(心神喪失) の者の行為について処罰せず、その能力が著しく減退してい る状態(心身耗弱)の者の行為について刑を減軽する旨定め ています。このような能力を欠く状態にある者については, 適法行為をとることを期待することが不可能ないし著しく困 難であり、非難の前提を欠いているので、処罰すること自体 の意義がありません。精神鑑定は、そのような状態にあるか どうかを調べるために行うものであり、精神鑑定を行うこと は、責任逃れのための手段ではありません。なお、精神障が いがあるからといって、当然に心神喪失、心神耗弱に該当す る関係にはないことに注意すべきです。むしろ、精神障がい のある人の多くは普通に日常生活を送ることができます。精 神障がいのある人を犯罪の責任をとれない者と決めつけ、危 険視するのは誤った偏見です。

《相続・遺言》

Q1【相続人の範囲】

相続人の範囲について教えてください。

A 誰かが死亡して相続が開始すると、遺言が残されていない場合には、法律に従って次の方々が相続人となります。それぞれの場合で法定相続分が異なることに注意が必要です。

- 1 配偶者 (常に相続人となります)
- 2 子(又はその代襲者)

配偶者と子が相続人の場合,法定相続分は配偶者 1/2,子 1/2 3 (子がいない場合)父母など直系尊属

配偶者と直系尊属が相続人の場合,法定相続分は配偶者 2/3,直系尊属 1/3

4 (子も直系尊属もいない場合) 兄弟姉妹

配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合,法定相続分は配偶者 3/4, 兄弟姉妹 1/4

ところで、相続人となるべき者が亡くなっている場合にその者の子が代わって相続人になることを「代襲相続」いいます。2の「子」が相続人となる場合は、その子が代襲相続人になり、その子も亡くなっていれば、さらにその子(本人にとっては孫)が再代襲相続人となり、代襲は延々と続きます。但し、4の「兄弟姉妹」が相続人となる場合は、代襲は、相続人となる者の子までとされています。

Q2【相続財産の範囲】

相続財産の範囲について教えてください。

A 相続財産には、死亡された方が死亡時に有していた一切の権利義務が含まれます。

権利だけでなく義務も含まれますので、例えば借金・保証債務も負の相続財産となります。なお、死亡された方のととのできる権利(一身専属権といいます。たったで、持養請求権、婚姻費用分担請求権などがあります。。か、祭祀財産(系譜・祭具・墳墓など)は含まれません。ませんの死亡保険型約の死亡保険金の死亡保険金の表対には含まれません(ただし、死亡保険金は相続財産には含まれている場合は、保険金は相続財産となります。受取人がどのように指定されているかは念のに確認しておくのがよいと思います)。

Q3【相続債務】

借金が多い場合の対応について教えてください。

Q4【寄与分】

亡くなった母親の介護を10年以上私だけがやっていました。 遺産分割の際に、分割分を多く主張できないでしょうか。

A 「共同相続人中」に、被相続人の「財産の維持又は増加」に「特別に寄与」した人がいる場合、「寄与分」(民法904条の2)として、法定相続分より多い額の相続が認めります。寄与分が認められる行為に制限はありまるのが表定の義を超えるような特別の便宜を与れるに対したとの表を超えるが実際に財産の維持・増加ることが必要とてではなく行われ、母親の財産のが、増加による場合は、寄与分が認めますが実施であるない場合は、寄与分を主張する者の請求により家庭裁判所が定めることになります。

Q5【遺言の種類】

遺言の種類について教えてください。

A 遺言には、普通の方式として、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります。

① 自筆証書遺言は、遺言をする人が全文、日付及び氏名を自

書し、押印して作成します。ただし、内容が不明確だとして 効力が認められないケースもありますので注意が必要です。 ②公正証書遺言は、公証人に公正証書で作成してもらう遺言 です。公証人が間に入りますので、内容が不明確だとして無 効になる可能性はほとんどありません。

③秘密証書遺言は、公証人や証人の前に封印した遺言書を提出して遺言の存在は明らかにしながら、内容を秘密にして遺言書を保管することができる方式の遺言です。

Q 6 【遺留分】

亡くなった父親の遺言書によると、弟に全ての財産を相続させるとありました。私は、父親の相続財産を何ももらえないのでしょうか。

Q7【遺産分割協議】

遺産分割協議はどのような場合に、どのようにすればよいでしょうか。

A 被相続人が亡くなった場合、相続財産(遺産)は、相続人に移転します。相続人が1人であれば、遺産は相続人の単独所有になります。相続人が複数の場合は、遺産が共同所有(共同相続)となり、相続人の間で分ける手続が必要となり

ます。この手続が遺産分割です。遺言があれば遺産は遺言に従って分割されます。遺言がなければ共同相続人の間で遺産分割協議をすることになります。遺産分割協議がまとまらないときは、家庭裁判所に調停を申し立てて協議をする方法があります。調停が成立しない場合は審判手続に移り、家庭裁判所の審判により遺産分割の判断がなされます。

《その他》

Q 1 【介護事故】

私の母は軽度の認知症があり、数年前から有料老人ホームに入所して生活しています。昨日、ホームから「転倒して大腿骨を骨折してしまい、病院に緊急入院することになった」という連絡を受けました。有料老人ホームの見守りが十分でなかったことが原因ではないかと思うのですが、ホームに強認して費等を請求することは出来ますか。また、ホームに確認しておいた方がよいことがあれば教えて下さい。

A 有料老人ホームをはじめとする高齢者の施設は、介護サ ービス等を提供するにあたり、利用者の生命、身体、財産等 の安全に配慮しなければならない義務・債務を負っています (一般的に「安全配慮義務」と呼ばれています)。そのため, 施設は、利用者の心身状況に対するアセスメント(利用者の 問題の分析、援助活動の決定を行うために行われる評価)を 適切に行い、そのアセスメントを前提にした各種の対応をし なければならず、介護事故の発生原因が、アセスメントがき ちんと行われていなかったり、利用者の課題の認識や、課題 に対する対応が不十分であったりするような場合には、利用 者に対し責任(債務不履行責任)を負わなければならない、 ということになります。したがって、まずは、施設に対し事 故の状況、原因、アセスメントの内容等について十分な説明 を求めて下さい。施設は、介護事故が発生した場合、市町村 に事故報告書を作成して提出しなければならないルールにな っていますので、事故報告書の開示、交付を求めることも有 効です。施設に対する責任追及としては、治療費、慰謝料等 の金銭賠償と事故の再発防止の請求が考えられます。金銭賠 償は、通常、施設が加入する施設賠償保険を利用して行いま すが、提示された金額に疑問がある場合にはお近くの弁護士

に相談してみてください。